

年 月 日

保護者 各位

水戸女子高等学校長 鈴木康之

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書について（依頼）

インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症との診断を受けた場合、学校保健安全法第19条の規則により、学校における流行の蔓延を防止するために出席停止の措置をとることになっています。

登校再開日は医師の指示に従ってください。医師の指示がない場合は下記の通り自宅療養してください。

インフルエンザ

「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」

新型コロナウイルス感染症

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

登校する際は、下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」の提出が必要となります。保護者をご記入の上、本人の名前が記入してある診療明細書または、処方箋（薬の名前がわかるもの）を必ず添えて担任に提出してください。これをもって、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患した証明とします。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 印

診 断 名 インフルエンザ（A型・B型・疑い） ・ 新型コロナウイルス感染症

発 症 日 月 日 ( )

症状：熱 \_\_\_\_℃、咳、頭痛、咽頭痛、倦怠感、その他 ( )

受 診 日 月 日 ( )

医療機関名

休んだ期間 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )